

# 入札説明書

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会式典用具等運搬業務に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名  いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会式典用具等運搬業務
- (2) 委託業務の詳細等  別添「仕様書」のとおり
- (3) 委託業務の期間  契約日から令和3(2021)年12月15日(水)まで
- (4) 委託業務実施場所
  - ① 搬出元：旧三重県鳥羽警察署(三重県鳥羽市船津町273)  
搬入先：栃木県庁南那須庁舎(栃木県那須烏山市中央1-6-92)
  - ② 搬出元：旧鹿児島県立保健看護学校(鹿児島県南九州市知覧町西元5418)  
搬入先：①と同じ、一部を栃木県農業大学校(栃木県宇都宮市上籠谷町1145-1)

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 令和3(2021)年9月29日から令和3(2021)年9月30日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。

## 3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加できる者は、様式1により、3の(2)の申出を行い本件入札に係る参加資格の確認を受けた者に限るものとする。
- (2) 入札参加申請書の提出期限及び提出方法  令和3(2021)年9月15日(水)午後5時必着  電子メール(kyogishikiten@pref.tochigi.lg.jp)にて提出すること。なお、メール送信後、電話にて送信した旨を連絡すること。
- (3) 確認結果の通知は、すべての入札参加申請書提出者に対し令和3(2021)年9月21日(火)までに電子メールで通知する。

## 4 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20  
  いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局  
  (栃木県国体・障害者スポーツ大会局競技式典課) 電話 028-623-3508 FAX 028-623-3527
- (2) 入札書の受領期限及び提出方法  
令和3(2021)年9月29日(水)午後4時までに、(1)の場所に郵送(一般書留又は簡易書留)により提出すること。ただし、郵送が困難な場合は持参も認めるものとする。
- (3) 開札の日時及び場所  
令和3(2021)年9月30日(木)午後3時  栃木県庁北別館3階301会議室  
当該入札に係りのない職員が立ち会った上で開札をすることとし、入札参加者の立会いは求め

ないものとする。なお、立会を希望する場合は、開札日の前日までに(1)に連絡し、代理人が立ち会う場合は委任状(様式3)を持参することとする。

(4) 入札の方法

1の(1)の件名で、**総価**で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 5 入札に関する質疑及びその回答

(1) 仕様書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き、入札に関する質問書(様式2)を電子メール(kyogishikiten@pref.tochigi.lg.jp)で令和3(2021)年9月15日(水)までに提出すること。

(2) 質問に対する回答は、令和3(2021)年9月21日(火)までに電子メールで回答するとともに質問者名等を伏せた形で実行委員会ホームページにより公表する。

## 6 その他

(1) 本件入札に係る費用は、すべて入札参加者が負担するものとする。

(2) 確認通知書を受領した競争入札参加者等が入札を辞退する場合は令和3(2021)年9月29日(水)午後4時までに入札辞退届(様式4)を持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)すること

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、あらかじめ定めたくじの方法により、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 入札回数

2回までとする。1回目の入札が不調となった場合は、直ちに応札者に電子メールにより通知する。入札希望者は実行委員会が指定する日時までに、2回目の入札書を4の(1)の場所あてに電子メール(kyogishikiten@pref.tochigi.lg.jp)等により提出し、後日原本を提出することとする。指定の日時までに入札書が到着しなかった場合は辞退とみなす。なお、入札立会いはその場で2回目の入札を行うことができる。

また、2回目も不調の場合は最低入札価格提示者と協議の上決定する。

(8) 代理人による入札

代理人をして入札を行わせるときは、委任状(様式3)を提出すること。委任状の提出がない代理人が行った入札や入札書に代理人の記名押印のない入札は無効とする。